

4番 新風クラブ 井上 恭子

議案第78号 平成26年度常滑市一般会計補正予算（第4号）

に対し反対討論をいたします。

平成26年12月18日

反対の理由1番目は財政力指数、経常収支比率、公債費比率、借金などの財政状況が悪化していること、2番目職員と議員の立場や制度が違うため、同じ人事院勧告による条例を適用すべきではないこと、3番目期末手当に関しては、先回40%削減を35%に緩和したばかりであるにも拘らず、人事院勧告という理由で決定したことなど、をかんがみ、今回の議会費の補正予算102万5千円の値上げは、市民に対しとても正当な値上げであるという説明が見当たらないため、反対といたします。

○まず平成25年度普通会計決算の状況を見ると、経常収支比率は91.4%で減収補てん債及び臨時財政対策債を除いた場合、98.4%であり、どちらも年々上がっており、財政の1.6%しか自由に使えるお金がないということ

○財政力指数は平成20年1.21であったものが、平成25年度は0.96と年々下がっています。

○地方債残高にしても、平成25年度には約587億円に下がったが、これは返済が進んだのではなく、病院の借入れを次年度に回すため減少したもので、平成26年度決算では過去最高の636億円の借金になると見込まれています。ちなみに半田は平成15年に955億円であった借金が平成24年度末では675億円となっている。

○健全化判断比率である実質公債費比率は平成20年度7.5%だったのが、15.4%と行財政改革を行っているにもかかわらず、年々増していきます。18%以上になれば地方債の発行に国の許可が必要になり、ますます苦しくなってきます。値上げをする条件は一つもありません。

次に職員と議員ではおかれた状況が違うということです。毎日出勤する職員と、60日くらいしか市役所には来てない我々議員とでは、「4年間、一度も一般質問をせず、委員会でも殆ど発言しない。選挙期間の1週間しか姿を見ることがない・・・と地元で言われている議員がいる中で、議員報酬を上げろと言える心臓にビックリです！本来なら期末手当ボーナスをもらうことすらおこがましいのではないのでしょうか。同じ人事院勧告による条例を適用すべきではない

3番目として先回もそうでしたが、常滑市特別職報酬審議会の条例には期末手当までも意見を聞くという条例はないにしても、先回期末手当40%削減から35%緩和するのは人事院勧告でもなく決めてしまった。更に今回自分たちの判断のみで自分たちの期末手当を決めるということはお手盛りと言われてもしかない状況ではありませんか。これら3つの理由、どれをとっても今回議会費を補正してまで期末手当を値上げする根拠はありません。議案第78号 平成26年度常滑市一般会計補正予算（第4号）に反対します。賢明なる議員の良き判断をお願いします。